

**平成 30 年度第 1 回高知大学国際交流基金助成事業 募集要項**

平成 30 年 4 月 26 日

高知大学国際交流基金管理委員会

本学の国際戦略及び第三次中期計画を踏まえ、「高知大学国際交流基金施行細則」（平成 17 年 1 月 12 日規則第 421 号）第 2 条に基づき、平成 30 年度第 1 回の事業計画の募集を行う。

**1 助成対象事業**

助成対象事業は、本学の学生を対象とした次の事業とする。

**(1) 外国人留学生への奨学事業**

- ① 一般型（詳細は別紙 1）
- ② 新戦略型（詳細は別紙 2）
- ③ 短期受入プログラム型（詳細は別紙 3）

**(2) 外国へ留学する学生への奨学事業**

- ① 交換留学支援型（詳細は別紙 4）
- ② 短期派遣プログラム型（詳細は別紙 5）

**(3) 大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業（詳細は別紙 6）****2 支援の対象者**

この事業により支援を受ける資格を有する者は、本学の正規の課程に学位取得を目的に在籍している者、本学が実施する短期派遣プログラムに参加する者

**3 申請者**

本学の教員

**4 申請方法**

申請者は、申請書を作成し添付書類等を添えて、所属部局等の長及び各種委員会の委員長（以下部局等の長という。）を経由して、国際交流基金管理委員会（事務担当：研究国際部国際交流室）に提出すること。

**5 募集期間**

平成 30 年 4 月 26 日（木）～ 5 月 18 日（金）

平成 30 年 4 月 26 日（木）～ 7 月下旬 \*（1）の新戦略型

**6 選考方法**

選考は、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

**7 報告書**

採択された助成事業を実施する際には、高知大学国際交流基金による支援事業である旨を広くアピールするとともに、事業終了後には所定の報告書および「国際交流基金助成事業受給学生調査書」を作成し提出すること。

**8 助成事業の公開**

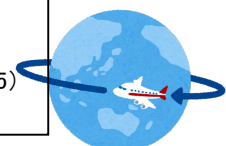
国際交流基金管理委員会は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を内外に公開できるものとする。なお、公開に当たっては「国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則」（平成 17 年 3 月 9 日規則第 435 号）に配慮するものとする。

< 問合せ先・書類提出先 >

研究国際部国際交流室総務係

TEL 844-8781、8635（内線 8781、8635）

E-mail kr05@kochi-u.ac.jp



## (1) 外国人留学生への奨学事業

## ① 一般型 【年2回募集予定】

## 1 目的及び支援対象者

本学の国際戦略を踏まえ、平成30年4月以降、本学の正規課程に在学し、学業を継続する上で、成績が優秀でありかつ経済的援助が必要と認められ、過去に本事業で支援を受けたことがない私費外国人留学生（在留資格「留学」）を対象に奨学金を支給する。

## 2 支給額

年額 300,000円

（第1学期（9月予定）と第2学期（3月）に分けて年2回一括支給）

## 3 支給期間

平成30年4月から平成31年3月の間の12ヶ月以内とする。

## 4 募集人員

10名程度

## 5 提出書類等

・事業計画書 一般型（様式1-1）

・在留カードの写し、前年度の成績が確認できる書類

※学部新生は、日本留学試験（日本語科目）結果の写し

※大学院新生は、学部4年間の成績証明書

（海外の大学の場合、日本語訳を添付のこと）

## 6 選考方法

選考は、高知大学留学生専門委員会での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

## 7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式4-1）および調査書（様式7）を作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、部局長の評価を得て、国際交流基金管理委員会（事務担当：国際交流室総務係）に提出すること。

## 8 注意事項

支援を受けることが決定した者は、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。また毎月在籍確認を行うこと。

また奨学金支給期間中に、下記のいずれかに該当する場合は、翌月以降の奨学金は支給しない。

ア 本学の学生としての身分を失った場合

イ 学業成績不良、素行不良、病気その他の理由により、修学又は研究を継続する見込みのない場合

ウ 他の団体等から月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定した場合

エ その他本助成金を受給する者として不適格と認められた場合

## (1) 外国人留学生への奨学事業

### ②新戦略型

#### 1 目的及び支援対象者

本事業は、文部科学省実施事業「平成25年度国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム<sup>1</sup>」にて採択された本学のプログラム<sup>2</sup>に入学予定の私費外国人留学生が対象。入学から学位取得後卒業までの期間を本学が独自に支援する奨学金で、戦略的に優秀な留学生の応募促進とその獲得を行うことで、卒業後も本学との懸け橋となる人材の育成を目指すものである。

#### 2 支援額

月額 80,000円（入学月に支度料として40,000円支給）

他の団体等から月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定した場合は、月額合計10万円以内の範囲で支給を行う。

#### 3 支援期間

本事業（新戦略型）による支援期間は、平成30年10月から在籍する課程の修業年限（3年間）とする。

#### 4 募集人員

新戦略型 1名程度

#### 5 提出書類等

事業計画書 新戦略型（様式1-2）

応募者の出身大学の成績証明書

応募者の出身大学指導教員からの推薦状

入学願書（写）または受験票（写）（入手後ただちに）

合格通知または入学許可書等（入手後ただちに）

在留カードの写し（来日後）

※なお、本学への入学が不合格となった場合、その時点で応募資格が取り消される。

#### 6 選考方法

選考は、総合人間自然科学研究科黒潮圏総合科学専攻での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

奨学金受給12か月ごとに報告書（様式4-2）を作成し、プログラムマネージャーの評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。また事業終了時には調査書（様式7）を提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。また奨学金支給期間中に、下記のいずれかに該当する場合は、翌月以降の奨学金は支給しない。

ア 本学の学生としての身分を失った場合

イ 病気その他の理由により、研究を継続する見込みのない場合

ウ その他本助成金を受給する者として不適格と認められた場合

<sup>1</sup> 文部科学省の「大学の国際化」を目指すための取組の一つで、採択したプログラムに対して大学推薦による国費外国人留学生を優先的に配置する仕組みとなっている。

<sup>2</sup> 本学は「黒潮圏の持続型社会形成を目指す人材育成プログラム」が採択された。

## (1) 外国人留学生への奨学事業

### ③短期研修・研究受入プログラム型

#### 1 目的及び支援対象者

本学の国際戦略を踏まえ、国際化推進及び学生交流充実の観点から、本学により作成された短期研修・研究受入プログラム（以下、受入プログラムと略す。）に基づき、大学間交流協定校等より受入れる外国人留学生（特別研究学生及び特別聴講学生）に対して、受入プログラム参加に係る費用の一部を奨学金として支給する。本事業の実施によって、本学の魅力をアピールする機会を作り、長期留学への動機づけを行うことで、留学生受入れ増加につなげ国際化を推進させることが目的である。また学内での受入プログラム企画その実施を促進させ、外部資金獲得の呼び水となることも目指す。

#### 2 支給額

月額 上限 80,000円

受入期間が8日以上31日以内である場合、1ヶ月分を支給する。支援開始月及び支援終了月については、それぞれの月の支援日数の計によって以下のとおり支給する。

支援日数計	開始月	終了月
31日以内	○	×
32日以上	○	○

#### 3 支援期間

本事業（短期研修・研究受入プログラム型）による支援期間は、平成30年8月1日から平成31年3月15日の間に開始されたプログラムでの受入期間とする。

#### 4 募集件数

1件程度 ※全体で4名×1ヶ月程度

#### 5 提出書類等

事業計画書 短期研修・研究受入プログラム型（様式1-3）

実施するプログラムの内容がわかるもの

参加者の特別研究学生願（または特別聴講学生願）

#### 6 選考方法

高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式4-3）および調査書（様式7）を作成し、直接国際交流基金管理委員会（事務担当：国際交流室総務係）に提出すること。

#### 8 注意事項

原則として、日本学生支援機構等が実施する海外留学支援制度等へ申請した結果、不採択となったプログラムについて支援を行うものとする。プログラム参加にあたり、他団体等からプログラム参加のための奨学金を受けるとした場合、他団体等からの奨学金の支給月額の合計額が8万円以上の場合、対象外とする。なお本制度によって支援を受けるプログラムの参加外国人留学生（特別研究学生および特別聴講学生）は、次の（1）から（3）に掲げる要件を満たすこととする。

- （1）参加外国人留学生の国籍：日本と国交のある国籍を有する者。（ただし次の地域の者は可とする。台湾、パレスチナ。）また、外国籍と日本国籍との二重国籍者も可とする。なお、在留資格の種類は問わない。
- （2）参加外国人留学生は、大学間交流協定校等の正規の課程に在籍し、在籍校による受入プログラム参加許可を得る者。
- （3）受入プログラム参加終了後、在籍校に戻り学業を継続する者、または在籍校の学位を取得する者。

## (2) 外国へ留学する学生への奨学事業

### ①交換留学支援型 【年2回募集予定】

#### 1 目的及び支援対象者

協定等に基づき外国の大学へ留学（3ヶ月～1年間）する次の本学学生に対して、留学支援のための奨学金を支給し、入学後の学習効果の向上を図る。

- (1) 学部及び大学院の正規課程に在籍している者
- (2) 学業・人物ともに優れ、経済的援助が必要であると認められる者
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り、学業を継続する者または学位を取得する者  
ただし、他の団体等から月額8万円以上の派遣奨学金等を受けることが決定している者を除く。

#### 2 支給額

留学支援のための奨学金として支給する。ただし支給額は次のとおりとする。  
アジア方面：15万円、アメリカ・オセアニア・ヨーロッパ方面：18万円

#### 3 募集人員

8名程度

#### 4 留学開始時期

平成30年4月1日から平成31年4月30日までに留学を開始する者を対象とする。

#### 5 提出書類等

事業計画書（様式2-1）

#### 6 選考方法

選考は、高知大学留学生専門委員会での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

留学期間終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式5-1）および調査書（様式7）を作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、所属長の評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。

また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。

## (2) 外国へ留学する学生への奨学事業

### ②短期派遣プログラム型

#### 1 目的及び支援対象者

本学の国際戦略及び第三期中期計画を踏まえ、国際化推進及び学生交流充実の観点から、本学又は協定校により作成された正課または正課に準じる短期派遣プログラム（以下、派遣プログラムと略す。）に基づき、大学間交流協定校等へ派遣される学生に対して、派遣プログラム参加に係る費用の一部を奨学金として支給する。本事業の実施によって、海外派遣学生の増加につなげ学生交流を推進させることが目的である。なお、学内全学部・研究科の学生が参加できるプログラムを優先するものの、学部・研究科単独で行うものも可とする。

#### 2 支給額

1人上限5万円。1プログラムあたり7人以上の場合は、上限50万円  
(ただし、派遣期間が15日以上1か月未満の場合は、1人当たりを半額支給とする)

#### 3 支援期間

本事業（短期派遣プログラム型）による支援期間は、平成30年8月1日から平成31年3月15日の間に開始されるプログラムで、派遣期間は15日以上3ヶ月以内のもの。

#### 4 募集人数

全体で30人程度

#### 5 提出書類等

事業計画書 短期派遣プログラム型（様式2-2）  
実施するプログラムの内容がわかるもの

#### 6 選考方法

高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式5-2）を作成し、直接国際交流基金管理委員会（事務担当：研究国際部国際交流室）に提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。

また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。

### (3) 大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業【年2回募集予定】

#### 1 目的及び対象者

本学の大学院生を広く海外へ派遣し、学会発表・調査研究発表を行う機会を提供し、国際的な人材を育成する。

#### 2 募集件数

10件程度

#### 3 派遣期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日の間の1ヶ月以内とする。

#### 4 支給経費

次の経費について助成する。ただし、支給額の上限は10万円とする。

旅費・学会登録料等。国立大学法人高知大学旅費規則（平成16年4月1日規則第88号）に規定する旅費。

#### 5 提出書類等

事業計画書（様式3）

学会等の研究発表プログラム概要、研究発表要旨

#### 6 選考方法

高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式6-1）、収支決算書（様式6-2）及び調査書（様式7）作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、部局長の評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。本学修士課程から博士課程に進学した者は除き、前年度の本事業に研究発表を目的とする海外派遣事業に採択された大学院生は応募資格を有しない。また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。